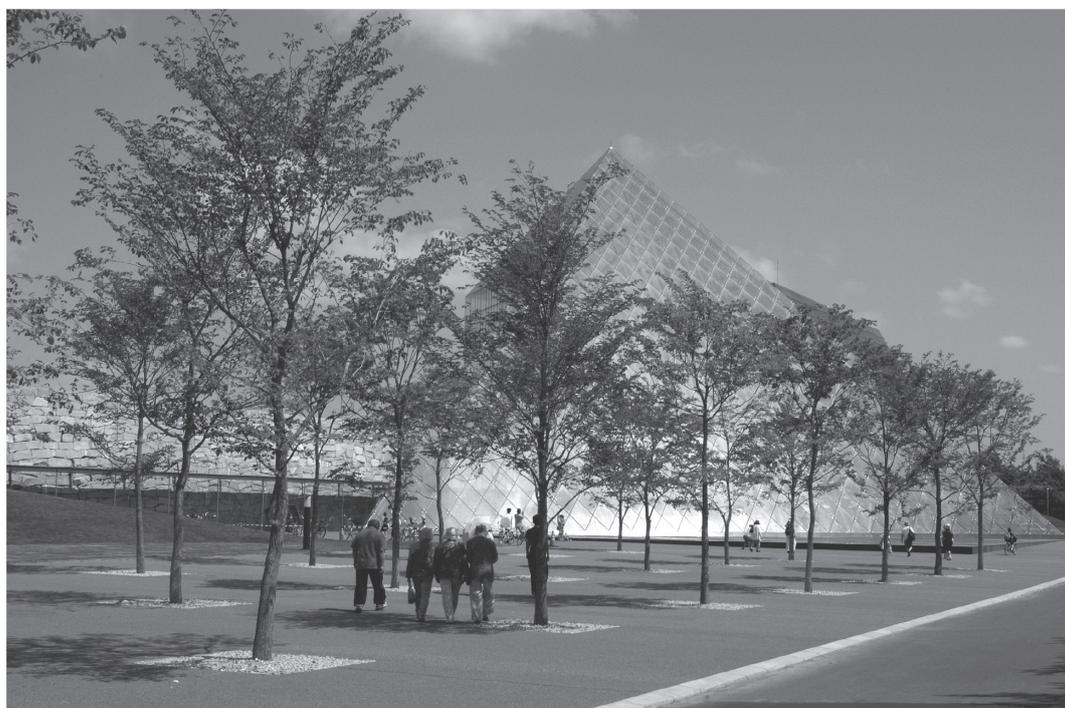


7章 世界に冠たる環境都市

7-1 世界に冠たる環境都市

7-2 身近なみどりを守り、育て、自然と共に暮らすまち



モエレ沼公園ガラスのピラミッド

7-1 世界に冠たる環境都市

7-1-1 フェアトレード

札幌市は、平成30年6月にSDGs未来都市として選定され、「札幌市SDGs未来都市計画」に基づき、環境分野のみならず、社会分野や経済分野の課題解決にもつながる様々な取組を進めている。

その取組の一つとして、発展途上で生産された原料や製品などを適正価格で購入することで持続可能な取引を続けていく「フェアトレード」の理念を市内に普及させるための活動を市民団体や企業などとともに進めており、令和元年度には、まちぐるみでフェアトレードを推進する「フェアトレードタウン」に認定された。



▲フェアトレードタウン認定記念式典

7-1-2 大気環境・音環境対策

(1) 環境問題に対する取り組み

本市は、これまでに冬期間の暖房に伴う大気汚染や自動車によるスパイクタイヤ粉じん問題、生活排水による河川の水質汚濁などの生活環境問題に直面してきたが、これらの問題は、規制の強化、下水道などの整備や市民・事業者の積極的な協力により克服してきた。

一方、都市化の進展に伴い、騒音、振動、悪臭、地盤沈下などの都市・生活型公害が問題となってきた。

このような環境問題の多様化・複雑化に対応するため、本市では「札幌市生活環境の確保に関する条例（以下、「生活環境確保条例」という。）」を制定し、①地球環境の保全、②自動車の使用に伴う環境負荷低減、③建築物に係る環境への配慮、④工場等における公害防止（大気・騒音・地下水採取に係る規制や化学物質の適正

管理、土壌及び地下水の汚染の防止）、⑤事業者自らによる環境負荷の低減に取り組む行動計画書の策定・提出などを求めている。

このような取り組みにより、現在、札幌市においては良好な環境が保たれているが、PFOS/PFOAのように人体への影響が懸念されている化学物質等について、新たな対応を求められており、情報収集等に努めている。

(2) 生活環境保全に関する取り組み

ア 大気環境に関すること

本市では大気汚染の原因となる物質の排出状況や一般大気の状態を常に把握し、排出量をできるだけ抑え、良好な環境を維持できるよう各種の対策を講じている。

市内16か所に設置している大気汚染測定局では窒素酸化物や硫黄酸化物、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM2.5）などについて、大気中濃度の常時監視を行っている。一方、ボイラーなどを設置している事業者に対しては、「大気汚染防止法」や「生活環境確保条例」に基づき、届出時の事前指導や、必要に応じた立入検査を実施し、大気汚染物質排出量の低減を指導している。



▲大気汚染測定局

アスベストについては、吹付けアスベスト等を使用している建築物等の解体・改修を行う時期を迎え、今後さらに工事件数が増加していくと予想されており、アスベストの大気中への飛散防止を徹底していく必要がある。このため、「大気汚染防止法」及び「生活環境確保条例」に基づき、届出の提出、作業基

準の遵守及び気中濃度の測定の実施などを指導している。また、市有施設におけるアスベスト対策として、吹付けアスベスト及び煙突用断熱材等について調査し、点検・改修などの適切な管理を行っている。

イ 悪臭に関すること

飲食店や事業場などから発生するにおいては、「悪臭防止法」に基づく敷地境界、排出口（煙突など）及び排水における臭気指数規制によって、指導や配慮要請を行っている。

ウ 騒音・振動に関すること

本市では騒音の実態を把握するため、毎年、住居地域や商業地域などにおける一般環境騒音調査や幹線道路に面する地域の自動車騒音調査を実施しているが、自動車騒音が環境基準を超過しているところもあることから、道路管理者と協力して沿道環境の改善を図るための対策を進めている。

騒音については、建設作業や事業活動に伴う音、交通騒音、飲食店等から発生するカラオケの音、さらには日常生活の中で発生する音に至るまで、さまざまな原因による苦情・相談が本市に寄せられている。

工場、事業場、建設作業等から発生する騒音については、「騒音規制法」、「生活環境確保条例」に基づき、届出時の事前指導や必要に応じて立入検査を行うなどの対策を行っている。

拡声放送については、「生活環境確保条例」に基づき、音量や放送時間等の遵守について事業者に対し指導を行っている。

一方、都市生活などから生じる近隣騒音については、当事者間での自主的な解決を基本とするが、円滑な問題解決のため、騒音計の貸出しや助言などを行っている。

振動については、建設作業や事業活動に伴

う振動、道路交通振動に関する苦情・相談が主に寄せられており、これらについては、「振動規制法」に基づき、施工方法や防振対策などについて、指導や技術的助言を行っている。

エ 有害化学物質に関すること

化学物質の中には、適切に取り扱わなければ、大気や河川等の環境汚染を通じて、人の健康や動植物等の生態系へ好ましくない影響を及ぼすものがある。本市では各種調査等を継続的に行い環境中の有害化学物質の状況を把握し、結果などの情報を市民に提供している。

ダイオキシン類については、毎年、大気や水質などの測定を行っており、環境基準値を大幅に下回る結果が得られている。

有害大気汚染物質については、大気中のモニタリング調査を継続的に行い、監視を行っている。環境基準が定められている物質については全測定局で基準を達成している。

また、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」及び「生活環境確保条例」に基づく化学物質排出移動量届出制度（PRTR制度）により、市内事業場における化学物質の排出実態等を把握し公表することで、事業者への自主的な管理改善を促している。

オ 土壌環境に関すること

「土壌汚染対策法」に基づき土壌汚染状況調査などにより土壌汚染が判明した場合、土地所有者等に汚染の除去等の必要な措置を講じるよう指導するとともに、有害物質を使用する工場等に対し、土壌・地下水汚染の未然防止を指導している。

(3) 放射線への対応

放射線については、福島第一原子力発電所事故を受け、「札幌市地域防災計画」に基づき市

公害苦情件数

各年度中

年度	総数	ばい煙	粉じん	ガス	騒音	振動	悪臭	水質汚濁	その他
平成29年度	420	18	45	1	230	43	60	1	22
30年度	419	27	35	3	214	73	58	1	8
令和元年度	453	32	46	2	210	60	73	2	28
2年度	497	23	41	0	279	48	68	1	37
3年度	484	26	50	1	245	65	76	0	21
4年度	460	20	50	3	230	63	63	3	28
5年度	522	24	69	0	274	50	64	2	39

<資料> 環境局環境都市推進部

内4か所にて大気中の放射線量（空間放射線量率）を定期的に測定し公表している。

どの支援を行っている。

7-1-3 良好な水環境の保全

(1) 水質の保全

ア 河川の水質

本市では「水質汚濁防止法」に基づき市内主要河川の26地点（環境基準点15地点、環境基準補助点11点）で毎月水質調査を行っている。

令和5年度の調査では、有機性汚濁の代表的指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）でみると、環境基準点（15地点）全てにおいて環境基準に適合した。

また、人の健康の保護に関する調査項目については、26地点で調査を実施した結果、全ての地点において環境基準に適合していた。

また、暫定指針値が定められているPFOS及びPFOAは環境基準点等16地点で調査を実施し、いずれも暫定指針値の超過はなかった。

イ 地下水の水質

井戸は札幌市内28地域で地下水の環境基準を超過した井戸を確認している。環境基準の超過が確認された井戸の飲用者には、市上水道への切り替えなどの指導を行っている。

(2) 工場・事業場の監視・指導

河川・地下水の水質保全のため、工場・事業場や有害物質使用特定施設に対して、水質汚濁防止法等の関係法令に基づき、排水基準の遵守や有害物質の適正管理等について、監視・指導をしている。

(3) 地盤沈下の防止

地下水位を保全回復し、地盤沈下の未然防止を図るためには、水循環の健全性を高め、地下水の収支バランスを適正に保つ必要がある。そこで、「生活環境確保条例」に基づき、地下水揚水施設や地下掘削工事に対し、地下水揚水量の抑制・かん養などを指導している。

(4) 水環境保全推進事業

市では、「第2次札幌市環境基本計画」に基づき、小学校や市民活動団体等が実施する身近な河川における水生生物の観察会などの水辺での活動に対して、環境教育リーダーの派遣、水生生物ハンドブックの配布や観察用具の貸出な

7-1-4 廃棄物の少ない資源循環型社会の実現

札幌市では、一般廃棄物処理基本計画「スリムシティさっぽろ計画」（平成20年3月策定）に基づき、平成21年7月、家庭ごみの有料化や「雑がみ」「枝・葉・草」の分別収集・資源化の開始などからなる「新ごみルール」を導入するなど、廃棄物の少ない資源循環型社会の実現に向けたさまざまな取り組みを進めてきた。これにより、札幌市が処理する廃棄物の量は大幅に減少し、ごみの排出状況は大きく変化した。

その後、平成26年3月には、「スリムシティさっぽろ計画（改定版）」を策定し、更なるごみ減量・リサイクルを推進した。改定計画の最終年度である29年度においては、家庭から出る廃棄ごみ量は1人1日当たり386グラムまで減少するなど、ごみの減量は着実に進んできた。

こうした中、国連では「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、環境や資源・廃棄物問題を含む取り組みの新たな目標が示された。この目標は、国や、札幌市の一般廃棄物処理基本計画の上位計画である「第2次札幌市環境基本計画」においても位置付けられているところである。

こうした状況を踏まえ、今後もしリサイクルの推進は維持しつつ、3R（リデュース・リユース・リサイクル）のうち、より効果的に天然資源投入量を削減できる2R（リデュース・リユース）を優先し、更なるごみ減量・リサイクルを推進していくため、札幌市は平成30年3月に新たな一般廃棄物処理基本計画である「新スリムシティさっぽろ計画」を策定した。

7-1-5 新スリムシティさっぽろ計画

「新スリムシティさっぽろ計画」（以下「新スリム計画」という。）においては、「SAPP-ROいちばん！ 減らそう100g ～ごみのいちばん少ないまちへ みんなで3R～」を基本目標に掲げ、札幌市のごみ排出量（資源物も含めた家庭ごみ・事業ごみ全ての量）を令和9年度までに1人1日当たり100グラム減量し、ごみ排出量の少なさを政令市トップになることを目標としている。

また、基本方針として、「環境」・「協働」・「安心」・「効率」の4つを掲げ、これらのバランスを

取りながら、基本目標に掲げた「ごみのいちばん少ないまち」の実現に向け、市民・事業者と連携し、更なるごみの減量・リサイクルに向けた取り組みを行っている。

新スリム計画は、令和4年度で計画の中間年度を迎えたことから中間点検を行い、その結果を「新スリムシティさっぽろ計画中間点検報告書」にまとめた。中間点検報告書には、ごみの現状分析により判明した減量余地のあるごみ種・ごみ量、新スリム計画で掲げた施策に基づく各事業の効果や課題のほか、有識者による懇話会や市民参加型のワークショップの結果などをまとめている。

7-1-6 清掃事業の概況

(1) ごみ処理

令和6年度の家庭ごみ処理（収集）事業の計画は、作業対象世帯997,411世帯、年間収集量約364,400 t、収集日量約1,406 tである。

平成21年7月からは、新ごみルールの実施に伴い、ごみの収集の頻度を「燃やせるごみ」は週2回、「びん・缶・ペットボトル」・「容器包装プラスチック」は週1回、「雑がみ」は2週に1回、「燃やせないごみ」・「枝・葉・草」は4週に1回に変更し、ごみステーション方式で収集している。「大型ごみ」は、電話申し込み及びインターネット受付（令和5年11月から）による週1回の戸別有料収集方式を実施している。収集車両は272台/稼働日（委託車201台を含む。）である。

なお、平成29年7月からスプレー缶類の排出方法について、穴開け時の火災事故とごみ収集車両火災の防止を目的として、従来の「穴を開けて」排出する方法から「穴を開けないで」排出する方法に変更した。

また、令和3年10月から、金属の再資源化を推進するため筒型乾電池の収集日を「びん・缶・ペットボトル」の日に変更し、4週に1回から

週1回に拡大したほか、リサイクル工場等での発火事故防止のため、加熱式たばこ・電子たばこを「燃やせないごみ」の日で別袋で収集する方法に変更した。

(2) ごみステーション管理支援

ごみステーションは利用する市民が協力して管理をすることとしているが、分別を守らないなど不適正排出者への対応は市民だけでは限界があることから、平成20年10月から、ごみステーションをパトロールし、不適正排出者への個別指導などの業務を行う「さっぽろごみパト隊」を各清掃事務所に配置した。27年度以降は118人体制で業務を行っている。

平成20年4月には、排出マナーの向上を図るため、「ごみステーションの設置及び清潔保持等に関する要綱」を施行した。

また、各町内会などごみステーションを管理している団体等を対象として、平成20年8月から、ごみ飛散防止ネット及びガラスよけサークルの購入費助成、21年12月から、箱型ごみステーション敷地内設置費助成を実施している。

さらに、平成28年4月から、助成対象品に折りたたみ式箱型器材を追加している。

(3) アルミ缶等の持去り禁止

「札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例」及び同条例施行規則で、ごみステーションからのアルミ缶等の持去りを禁止すること、市長は違反者に対して収集運搬禁止命令を行うことができること及び禁止命令に違反した者を20万円以下の罰金に処することを規定し、持去り禁止と禁止命令については平成21年4月から、罰則については同年7月から施行している。

(4) し尿処理

令和6年度のし尿処理計画（浄化槽等を含む。）は、札幌市内での要収集対象が7,357人、年間

ごみ処理状況

各年度中

年度	世帯数	収集量 (t)			処理量 (t)			市収集車両数	年1世帯当たり (kg)	日1人当たり (g)	うち家庭
		総量	家庭ごみ	事業ごみ	埋立	焼却	資源化				
令和3年度	977,768	566,806	389,384	177,422	22,676	427,851	116,279	263	580	787	541
4年度	987,855	570,456	381,216	189,240	25,923	429,573	114,960	272	577	792	529
5年度	995,320	554,845	366,896	187,949	22,461	420,693	111,691	272	557	770	509

注：四捨五入のため、総量とその内訳の計とが一致しない場合がある。

収集量17,874KL、収集日量73KL、収集車両10台（許可車2台を含む。）である。また、平成28年10月1日から石狩市・当別町のし尿を受け入れており、受入分の計画処理量は8,443KLである。収集後のし尿については、クリーンセンターでごみ（し渣）を除去後、希釈して水再生プラザへ圧送している。

し尿処理の状況

令和5年度

年 度	くみ取り 件 数 ¹⁾	処 理 量 (kL) ²⁾	収集車両数
令和2年度	25,742	25,700 (9,163)	10
令和3年度	26,115	25,373 (8,694)	10
令和4年度	26,531	26,716 (8,864)	10
令和5年度	25,627	25,881 (8,357)	10

注：1) 札幌市内のみの件数

2) 浄化槽汚泥量等を含む

処理量のうち（ ）内は石狩市・当別町収集量で処理量を含む

7-1-7

循環型ごみ処理体制の確立

(1) 家庭ごみの分別収集・資源化

平成10年10月から「びん・缶・ペットボトル」、12年7月から「容器包装プラスチック」の収集を開始。これらの資源物は、選別施設で異物等を取り除かれた後、再資源化事業者によりリサイクルされている。これらに加えて、21年7月からは、「雑がみ」と「枝・葉・草」の収集を開始。「雑がみ」は製紙原料や固形燃料として、「枝・葉・草」は土壌改良材などにリサイクルされている。

(2) 札幌市リサイクル団地

札幌市では、公共（本市）、民間業者、排出事業者が一体となって進める本市の事業廃棄物の適正処理、リサイクル処理の中核となるモデル的な処理施設群を形成するリサイクル団地を全国に先駆けて、東区中沼町に造成整備を行った（総面積は約23ha）。団地内には、コンクリート廃材破碎再生施設、廃油再生施設、事業系生ごみリサイクル施設、びん・缶・ペットボトル資源選別施設などのリサイクル施設が順次建設され、平成12年度に整備を終えた。その後、平成30年度に石膏ボードリサイクル施設、焼却施設などが新たに建設された。また、令和6年度には生ごみによるバイオガス発電施設が新た

に建設された。

(3) エコタウン事業

札幌市では、地域内でのゼロ・エミッションを目指した資源循環型社会の構築や、環境産業の誘致による経済活性化などを図るため、「エコタウン札幌計画」を策定し、平成10年9月に通商産業省（現・経済産業省）及び厚生省（現・環境省）の承認を受けた。これに基づき、通商産業省の環境調和型地域振興施設整備費補助金を導入して、リサイクル団地内にペットボトルのフレーク化施設・シート化施設とプラスチック油化施設を誘致した（プラスチック油化施設は23年1月に廃止）。

7-1-8

事業系ごみ減量・リサイクルのシステムづくり

(1) 事業系廃棄物の減量・リサイクル

廃棄物の減量・リサイクルを図るため、事業系の大規模建築物に対して廃棄物管理責任者の選任、保管場所の設置及び減量計画書・処理実績報告書の提出について条例で規定するとともに、リサイクル余地や処理費用削減効果等を事業者に提示することにより、事業者の具体的なリサイクル活動の促進を支援する「見える化システム」を構築し、平成27年度から支援を開始している。

また、事業系廃棄物の分け方・出し方について、やさしく解説した「事業ごみ分別・処理ガイドブック」（令和2年10月更新）を配布し、事業者への普及啓発に取り組んでいる。

(2) 事業系生ごみリサイクル

平成10年から事業系生ごみの分別収集体制を整えており、現在は、学校・デパート・スーパー・飲食店・病院・ホテル等から発生する年間2～3万トンの生ごみについて民間リサイクル施設を活用し、飼料・肥料に再生処理している。

なお、市内の小中学校の生ごみについては、教育委員会、環境局、経済観光局等が協働して、生ごみをたい肥化し、学校の教材園や学校給食の食材栽培に活用する「学校給食フードリサイクル事業」に取り組んでいる。

また、生ごみの発生抑制として、「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンと連動し、街頭や大型イベント会場などでの啓発のほか、宴会等での食べきりを推奨する「2510（ニコッと）

スマイル宴」の普及、食べきれなかった料理を持ち帰る「ドギーバッグ」の試行導入などにも取り組んでいる。

(3) 事業系古紙リサイクル

平成17年度から、古紙を事業者自ら協力店に直接持ち込むことにより無料でリサイクル処理する古紙回収協力店制度を開始したほか、18年度には、古紙の分別・排出する際の基本ルールとして、札幌市古紙分別スタンダードを定め運用しており、現在、57店で回収を行っている。

また、平成23年度から、商店街等の地域団体単位でリサイクルを行う「事業系古紙回収事業」や、平成24年度から、商店街などやオフィスを対象とした「事業系資源ごみ回収ボックス設置費補助事業」で回収ボックス70基を設置するなどして、小規模事業者のごみ減量・リサイクルを推進した。

にも交付している。また、27年からは、26年実績よりも回収量が増加した実施団体に対し、加算金を交付している。

(5) 地区リサイクルセンター

さまざまな種類の資源物等を無料で持ち込むことができる地区リサイクルセンターを、市内4カ所に設置している。

(6) 家庭系古紙の拠点回収

家庭系の古紙リサイクルの一層の推進を図るため、集団資源回収を補完する仕組みとして、市民が自由に持ち込むことのできる古紙回収ボックスを公共施設に開設しているほか、地域住民が管理するエコボックス、民間の古紙回収協力店やダンボール回収協力店を設けている。また、「さっぽろまちづくりパートナー」協定に基づき、コンビニエンスストアのセイコーマートでも古紙の受け入れが可能となっている。

(7) 家庭系古紙引取案内

家庭から多量の新聞・雑誌・ダンボールを出す際、集団資源回収などを利用できない場合、個人宅から回収する業者の紹介を行っている。

(8) 小型家電のリサイクル

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(小型家電リサイクル法)に基づき、平成25年10月から、区役所等の市有施設や市内のスーパーに設置した回収ボックスで、家庭で不用となった使用済み小型家電の無料回収を開始した。令和4年10月からは、より安全かつ適切に回収・リサイクルするため、対面で回収できる市有施設6カ所に回収場所を集約した。また、国の認定を受けた事業者(認定事業者)による拠点回収や家電販売店での回収、宅配便による回収も行われている。

回収した小型家電は、認定事業者により、有用金属等が取り出され、リサイクルされている。

(9) 蛍光管のリサイクル

廃棄ごみの減量及び環境負荷低減のため、蛍光管を家電販売店などの回収協力店で回収し、リサイクルしている。

(10) 古着の拠点回収

従来燃やせるごみとして収集していた古着を、平成26年10月から地区リサイクルセンターで

7-1-9

ごみ減量・リサイクルの推進

(1) ごみ減量実践事業

3Rのうち、より効果的に天然資源投入量を削減できる2Rに重点的に取り組み、事業者や若年層への働きかけを行うとともに、ごみ減量効果の高い取組を把握するため、実践的な事業を実施している。令和5年度は、ごみ減量アイデアの募集や学生によるごみ減量レシピの考案を行い、その結果は市HP等で公開し、市民への実践を呼び掛けた。

(2) 生ごみ堆肥化セミナーの開催及び生ごみ堆肥化相談窓口の設置

家庭における生ごみ堆肥化を進めるため、市民向けのセミナーを開催し、市民からの相談に対応できるよう相談窓口を設置している。

(3) 電動生ごみ処理機・生ごみ堆肥化器材等の購入助成

家庭における生ごみ減量・資源化を進める方法の一つとして、購入者への助成制度を実施している。

(4) 集団資源回収奨励金制度

地域住民団体が行う集団資源回収をごみ減量対策の有効手段と位置づけ、平成3年から回収実施団体に奨励金を交付、14年からは回収業者

無料回収し、主に衣類として再利用しており、27年8月から各清掃事務所等も回収拠点となっている。

(11) レジ袋削減に向けた取組に関する協定

市民・事業者・行政が協働して、札幌市内で利用されるレジ袋の削減に取り組むために、三者協定を締結している。さらに、「北海道容器包装の簡素化を進める連絡会」に参加し、パネル展で商品の容器包装を削減する事業者の取組を紹介するなど、容器包装の簡素化に向けた取組みも進めている。

(12) 市民・地域主体の取組

札幌市リサイクルプラザ、リユースプラザでは、リサイクルプラザ発寒工房で清掃・整備したリユース家具等を展示販売するほか、ごみ減量・リサイクルの各種情報の発信、教室講座の開催、市民団体等との協働によるエコイベントの開催などを行っている。リサイクルプラザは指定管理者制度に基づいて市民団体に運営を委託しており、発寒工房・リユースプラザは障がい者の就労の場ともなっている。また、各区クリーンさっぽろ衛生推進協議会を中心に、ごみステーションの日頃の美化活動や春・夏・秋の清掃運動など地域における自主的な環境美化に対する取組を推進している。

7-1-10 ポイ捨て等防止条例の指導啓発

平成17年8月から、美しいまちづくりを進め、市民の安全で快適な生活環境、観光都市さっぽろにふさわしい環境を確保するため「札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例」（通称「ポイ捨て等防止条例」）を施行している。ポイ捨て等防止条例では、市内全域における、ポイ捨て行為の禁止と飼い犬のふんの回収の義務付け、市内中心部に設けた喫煙制限区域内の公共の場所における歩行喫煙及び灰皿の無い場所での

過料適用件数

(単位：件)

	ポイ捨て	歩行喫煙	灰皿設置場所以外での喫煙
令和3年度	103	275	475
4年度	32	100	23
5年度	13	76	1

喫煙を禁止している。現在、散乱等防止指導員3人体制とし、市内の巡回指導を実施するとともに、過料の徴収を行っている。

7-1-11 産業廃棄物処理指導計画

産業廃棄物の処理は、事業者処理責任の原則に基づいて行われており、今後はより一層の適正な処理、リサイクルへの取組が求められている。そこで、本市では、平成14年から産業廃棄物排出事業者及び処理業者等に対して行う指導の方向性を定める産業廃棄物処理指導計画を策定している。令和2年度には、「再生利用及び適正処理の推進」、「社会変化に対応した処理体制の推進」の2つを基本方針とした「第5次札幌市産業廃棄物処理指導計画」を策定した。

産業廃棄物の発生及び処理状況 (平成30年度推計)

処理状況	数量 (千t)	割合 (%)
排出量	2,924	-
処理状況別		
再生利用量	803	27.5
減量化量	2,012	68.8
最終処分量	108	3.7

<資料> 環境局環境事業部

7-1-12 不法投棄防止対策

不法投棄等の廃棄物の不適正処理防止対策のため、専任指導員（警察OB）4人、車両2台による日常的な監視パトロールや立入調査、ヘリコプターによる上空からの監視等を実施している。また、不法投棄多発地帯には、監視カメラによる監視や土地所有者に対して不法投棄防止啓発用のぼり旗の提供等を行っている。さらに、夜間の監視パトロールを警備会社に委託して実施している。

また、「不法投棄ボランティア監視員制度」は、市民ボランティアから不法投棄の通報を受け、調査等を行うもので、令和6年3月末現在312名の市民に委嘱している。このほか、事業者の協力による不法投棄の監視を行っており、令和6年3月末現在8件の協定を締結している。

不法投棄発見件数は、近年、過去最大の件数となった平成18年度と比較して減少しているものの、依然として年間500~1,000件程度の不法投棄が発見されている。このため、引き続き、監視パトロールの強化、監視カメラの設置、警察との

連携の強化、ボランティア監視員や協定締結事業者との協働により、不法投棄の減少を図ることとしている。



▲不法投棄状況

7-1-13 ごみ処理施設

(1) 清掃工場（中間処理施設）

市が収集した一般家庭の燃やせるごみや事業所などから直接運び込まれた燃やせるごみは、発寒・駒岡・白石の3清掃工場で焼却している。また、大型ごみは、発寒・篠路・駒岡の3破碎工場で破碎し、金属の回収や不燃物を除去した後、焼却している。清掃工場では、焼却時の熱を利用して自家発電を行い、発電した電力は工場の運転に使用するほか、余剰電力は電力会社に売却している。また、発生した余熱は地域暖房、保養センター駒岡などにも供給している。
※篠路清掃工場は、平成23年3月末に焼却施設を廃止し、破碎工場のみ継続稼働中。

(2) 最終処分場（埋立地）

燃やせないごみや清掃工場の焼却灰などは、山本処理場、山口処理場の2カ所で埋立処分している。埋立地の確保は困難であることから埋立処分量を可能な限り削減し、既存の埋立地の延命化を図るとともに、今後も計画的な埋立用地の取得が必要となっている。

(3) ごみ資源化工場

ごみ資源化工場では、事業系の紙くず、木くずなどのほか、家庭から排出された雑がみのうち、紙としてリサイクルできない紙ごみから固形燃料を生産し、地域熱供給事業者等に供給している。

(4) 資源選別施設

収集されたびん・缶・ペットボトルは中沼及び駒岡の資源選別センターで、容器包装プラスチックは中沼プラスチック選別センターで、雑がみの一部は中沼雑がみ選別センターで選別等を行っている。

7-1-14 環境とSDGs

札幌市及び地球規模での環境問題の解決や将来に向けた環境施策のさらなる推進を図るため、平成30年3月に「第2次札幌市環境基本計画」を策定した。同計画では、2050年に向けた札幌の環境の将来像を「次世代の子どもたちが笑顔で暮らせる持続可能な都市『環境首都・SAPPORO』」と設定し、環境保全に関する長期的な目標と施策の方向を定めている。

さらに、同年6月には、「持続可能な開発目標

最終処分場（埋立地）の処理状況

令和5年度

区分	施設	所在地	埋立容量 (千㎡)	処理量 ¹⁾	計
埋立	山本処理場	厚別区厚別町山本1065他	10,930	31,692 t	66,482 t
	山口処理場	手稲区手稲山口364他	3,386	34,790 t	

注：1) 中間処理後の再搬入分も含む。

清掃工場の発電状況

令和5年度

施設	発電機出力 (kW)	発電量 (MWh) ¹⁾	自給率 (%)	電力会社売却量(MWh) ¹⁾	買電量 (MWh) ¹⁾
発寒清掃工場	4,960	29,931	95%	15,001	709
駒岡清掃工場	4,960	21,248	95%	8,026	757
白石清掃工場	30,000	89,972	92%	62,657	2,391

注：1) MWhは1,000kWhを表わす。

<資料> 環境局環境事業部

ごみ処理施設の処理状況

令和5年度

区分	施設	所在地	処理能力	処理量 ¹⁾	計
焼却	発寒清掃工場	西区発寒15条14丁目1-1	600 t/日	133,266 t	429,925 t
	駒岡清掃工場	南区真駒内602	600 t/日	112,025 t	
	白石清掃工場	白石区東米里2170-1	900 t/日	184,634 t	
破碎	発寒清掃工場併設	西区発寒15条14丁目2-30	150 t/5h	15,783 t	43,054 t
	篠路清掃工場併設	北区篠路町福移153	150 t/5h	10,862 t	
	駒岡清掃工場併設	南区真駒内602	200 t/5h	16,409 t	
資源化	ごみ資源化工場	北区篠路町福移153	200 t/13h	13,810 t	33,971 t
	リサイクルプラザ発寒工房	西区発寒15条14丁目2-30	—	148 t	
	枝・葉・草資源化ヤード	山本処理場内	—	18,354 t	
	定山環生舎 ²⁾	南区定山溪896番地3	17.1 t/日	1,659 t	
選別	中沼資源選別センター ³⁾	東区中沼45-24	105 t/5h	22,043 t	82,323 t
	駒岡資源選別センター ³⁾	南区真駒内129-30	70 t/5h	11,013 t	
	中沼プラスチック選別センター	東区中沼町45-11	82.6 t/日	30,217 t	
	中沼雑がみ選別センター	東区中沼町45-19	85 t/6h	7,564 t	
	民間古紙ヤード ²⁾	—	—	11,486 t	

注：1) 中間処理後の再搬入分も含む 2) 民間事業者施設 3) (一財) 札幌市環境事業公社施設

(SDGs)」の達成に向けた先導的な取組を推進する「SDGs未来都市」として内閣府から選定された。「札幌市SDGs未来都市計画」に基づき、札幌の環境の将来像の実現に向け、「環境」の取組の推進を“起点”とした「経済」や「社会」への波及や、北海道という地域特性を活用し、「寒冷地における環境都市」のモデル構築を目指している。

7-1-15 気候変動対策の推進

札幌市では令和2年2月、札幌市内から排出される温室効果ガスを2050年までに実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを宣言した。

「ゼロカーボンシティ」の実現を見据え、2030年には市域全体の温室効果ガス排出量を2016年比で55%削減することなどを目標に掲げた「札幌市気候変動対策行動計画」を令和3年3月に策定し、徹底した省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入拡大などの取組を加速させていくこととしている。

なお、同計画の策定に併せて、気候変動問題への危機感や対策・取組の必要性を共有して、気候危機に立ち向かって行動を進めていくことを市民へ呼びかけるため、「札幌市気候非常事態宣言」も行った。

また、令和4年11月には、家庭や事務所ビルなどの電力消費に伴う温室効果ガス排出量について、2030年度までに実質ゼロを目指す「脱炭素先行地域」に環境省から選定された。札幌市では脱炭素先行地域の取組として産学官による積雪寒冷地モデルの構築を進め、ゼロカーボン都市「環境

首都・SAPPORO」の実現を目指している。

7-1-16

省エネルギー、再生可能エネルギーの普及促進

(1) 太陽光発電設備の導入

太陽光発電は化石エネルギーとは異なり、発電時に二酸化炭素を排出しないクリーンなエネルギーである。令和5年度までに累積で、学校159校を含む、円山動物園アフリカゾーンなど合計212施設に3,049kWを設置した。

(2) 雪冷熱エネルギーの利用

平成14年度に既存の都心北融雪槽に雪冷熱エネルギー利用の実証設備を設置し、地域熱供給事業者へ雪冷熱エネルギーを供給している。また、平成14年度にはモエレ沼公園の「ガラスのピラミッド」、平成18年度には山口斎場、平成24年度には円山動物園の「アジアゾーン 高山館」に雪冷房システムを導入し、夏の間、雪から得られる冷水によりレッサーパンダ屋内飼育場の冷房を行っている。

(3) 木質バイオ燃料の利用

灯油等の化石燃料に代わる燃料として、地域にある未利用の森林資源を原料とした木質バイオ燃料の市内利用を拡大している。令和5年度までに、市有施設21カ所にペレットストーブを設置し、円山動物園や学校など17カ所にペレットボイラーを設置した。また、ペレットストーブを導入しようとする市民に対して導入費

用の一部補助を実施している。

(4) 再エネ省エネ機器に関する補助制度

市民及び中小企業向けに太陽光発電等の補助を実施していた札幌・エネルギー ecoプロジェクトについては令和元年度で終了し、令和2年度から新たに市民向けに太陽光発電やエネファームなどの再生可能エネルギーや省エネルギー機器の導入に対して導入費用の一部補助を実施している。

令和3年度からは市民向けに太陽光発電及び定置用蓄電池のリースによる導入に対しても導入費用の一部補助を実施しており、令和4年度からはPPA（Power Purchase Agreement：電力販売契約）による導入も補助の対象に加えている。

また、令和4年度からは新たに、企業向けに太陽光発電及び定置用蓄電池の導入に対して導入費用の一部補助を実施しているほか、市民向けに給湯・暖房機器の熱源転換による省エネ機器への切替に対しても費用の一部補助を実施している。

(5) 省エネ活動サポート事業

民間事業者にセミナー等を実施することで省エネ活動を支援している。

(6) 札幌市次世代エネルギーパーク

平成23年度に、新エネルギーについて市民が見て触れて体験できる施設として、円山動物園においてオープンした。太陽光発電やペレットボイラーなどを始め、27年度には燃料電池「エネファーム」を導入した。

(7) 再生可能エネルギー 100%電力の導入

令和4年10月1日から市役所本庁舎で使用する電力を再生可能エネルギー 100%電力に切り替えており、現在は市役所本庁舎を含む2施設において導入している。これにより、年間約2,400 [t-CO₂]の温室効果ガス排出量が削減される。

(8) ゼロエネルギー・ビル (ZEB)、ゼロエネルギー・マンション (ZEH-M) の設計に対する補助制度

令和2年度からゼロエネルギー・ビル (ZEB) やゼロエネルギー・マンション (ZEH-M) を建設する建築主等に対し、ゼロエネルギー化に必要な設計費相当額を建物用途や面積に応じ、定額補助している。

7-1-17

環境マネジメントシステム

(1) 札幌市環境マネジメントシステム

環境マネジメントシステムは、環境負荷の低減を図るため、PDCA（Plan：計画、Do：実施、Check：点検、Act：見直し）サイクルを繰り返し、事業活動を継続的に改善する仕組みである。本市では、札幌市環境マネジメントシステムの下、省資源・省エネルギーなどより一層の環境負荷低減に取り組んでいる。

(2) 事業者の環境保全活動の普及促進

札幌市生活環境の確保に関する条例に基づく計画策定を行っているほか、事業活動における環境負荷低減や環境配慮の取組状況を広く公開する「環境報告書展」や、環境に配慮した取組を自主的に行っている事業所を本市独自の基準により登録する「さっぽろエコメンバー登録制度」により、事業者の取組内容を市民等へ紹介することで、環境配慮行動が一層推進されることを目的とした、普及啓発を実施している。

7-1-18 環境影響評価制度

生活環境や自然環境に大きな影響を及ぼすおそれのある大規模開発等を行う事業者が、事業に伴う環境影響の調査・予測・評価を行うとともに市民・札幌市との意見交換を実施することで環境に配慮したより良い事業計画を作成することができるよう、環境影響評価制度を運用している。

7-1-19 建築物環境配慮制度

環境に配慮した建築物を推進するため、一定規模以上の建築物について、環境負荷低減措置を記載した環境配慮計画書の作成を義務付け、その内容について公表している。

7-1-20 熱供給事業

本市における熱供給事業は、昭和30年～40年代の急激な都市化の進展などに伴い、暖房施設から発生するばい煙や亜硫酸ガスによる大気汚染が次第に深刻な環境問題となったことから、これらの抑制策の一環として、大気汚染の著しい都心部への地域暖房の導入を計画し、昭和43年12月に本市等が出資する北海道熱供給公社を設立し、46

札幌市における熱供給事業の概要

令和4年9月現在

項目	(株)北海道熱供給公社			北海道地域暖房(株)			(株)札幌エネルギー供給公社
会社設立年月	昭和43年12月			昭和45年10月			昭和61年7月
資本金	3,025百万円			800百万円			1,500百万円
うち札幌市からの出資	600百万円			50百万円			540百万円
供給地域	都心地域			光星地域	厚別地域	真駒内地域	札幌駅北口地域
	中心部・大通周辺	札幌駅南口周辺	北海道庁周辺				
熱供給開始年月	昭和46年10月	平成15年2月	平成16年11月	昭和47年12月	昭和46年12月	昭和46年12月	平成元年4月
主な供給先	業務ビル、商業施設、ホテル等			住宅、商業施設等	住宅、商業施設等	住宅、商業施設等	業務ビル、商業施設等
主な熱源	木質バイオマス 天然ガス	天然ガス		天然ガス	RDF、RPF 重油 天然ガス 木質バイオマス	重油 天然ガス 清掃工場余熱	天然ガス 電気

年10月に供給を開始したのが始まりである。その後「厚別」、「真駒内」、「光星」及び「札幌駅北口」に導入し、現在、3社が5地区において、温熱、冷熱のほか、コージェネレーションシステムを活用した電力の供給を行っている。



▲創世エネルギーセンターの天然ガスコージェネレーション

提供する総合環境イベント「環境広場さっぽろ」の開催のほか、地域の中で、気候変動対策やSDGsの推進に向けて率先して活動する担い手を育成するためのワークショップや人材育成プログラムなどを実施している。



▲環境広場さっぽろ2024の様子

7-1-21 環境負荷低減に向けた活動の促進

(1) 環境保全のための普及啓発事業の実施

札幌市では、脱炭素社会の実現を目指し、市民の環境意識を高め、環境配慮行動の実践やライフスタイルの変革を促すため様々な取組を進めている。

主な取組としては、事業者や市民団体、行政機関などの各主体による環境保全の取組・活動を発信し、子どもを主な対象に環境教育の場を

(2) 自動車による環境負荷の低減

自動車の使用に伴い排出される二酸化炭素は、市内総排出量の約2割を占めている。

自動車の使用に伴う環境負荷を低減するため、走行時に二酸化炭素や大気汚染物質を排出しない電気自動車や燃料電池自動車等のゼロエミッション自動車の購入費用を一部補助するとともに、札幌市公用車として導入した電気自動車や燃料電池自動車を市内各種イベント等で活用するなどの普及啓発を行っている。



▲実際に市内を走る燃料電池自動車

7-1-22 [LEED for Cities and Communities] プラチナ認証取得

近年、環境 (Environment)、社会 (Social)、ガバナンス (Governance) の各分野への取組を判断基準としたESG投資が注目を集めており、これら进行评估するものとして、国際的に認知されている環境性能評価システム「LEED (Leadership in Energy and Environmental Design)」の認証を受ける都市や企業の動きが国際的に広がりを見せている。

このような状況を踏まえ、札幌市は、札幌の街を世界基準で捉えるとともに、客観的な評価を活用したシティプロモートを展開するため、LEED 認証システムのカテゴリの1つである「LEED for Cities and Communities」において、令和2年1月21日、最高ランクの「プラチナ」の認証を取得した。同カテゴリでは、日本の都市で初めての認証取得となり、世界最高得点を獲得した。

「LEED for Cities and Communities」は、「エネルギー」「水」「廃棄物」「交通」「ひと」の5項目について評価される仕組みで、札幌市においては、特に1人当たりの温室効果ガス排出量や生活排水使用量が少ないことから、「エネルギー」や「水」の分野で高い評価を受けた。

※LEED ~ 1998年に米国グリーンビルディング協会が開発・運用する、国際的に最も認知されている環境性能評価システム。「建築設計・建設 (BD+C)」、「インテリア設計・建設 (ID+C)」、「既存ビル運用・メンテナンス (O+M)」、「エリア開発 (ND)」、「住宅 (HOMES)」、「シティとコミュニティ (Cities and Communities)」の6つの認証システムのカテゴリが設けられている。



▲ LEED for Cities and Communities 認証証明書

7-1-23 環境保全意識の醸成

(1) 環境教育の推進

札幌市では、持続可能な都市の実現に向け、市民一人一人が未来について想いをめぐらし、行動できることを目指し、平成31年3月に策定した「札幌市環境教育・環境学習基本方針」に基づき、既存事業の見直しを行いながら、各種環境教育事業を実施している。

小中学校への環境関連施設等の見学用バスの貸出事業をはじめとして、環境保全行動に取り組む企業のホームページのクリック数に応じて募った寄附金で小中学校へ環境教育教材を寄贈する「環境教育へのクリック募金」制度、「こども環境コンテスト」の開催、小中学生にエコ行動のチェック表を配布して、子どもたちが家庭での声掛け役となってエコ行動を推進する「エコライフレポート」の実施、環境を意識して自発的な行動につなげるきっかけとなることを目的とした「環境教育・子どもワークショップ」の開催など、学校や地域・家庭等において、効果的でより実践的な環境に配慮した行動を促すための取組を行っていく。また、環境活動の拠点施設である環境プラザでは、展示コーナーを活用した広報・啓発、環境保全アドバイザー・環境教育リーダーなどの人材派遣、各種環境関連講座の開催など、さまざまな環境保全活動の支援を実施していく。

(2) 円山動物園

円山動物園は、約22haの敷地内に約140種600点 (令和6年3月末時点) の動物を飼育しており、昭和26年5月の開園以来、多くの市民

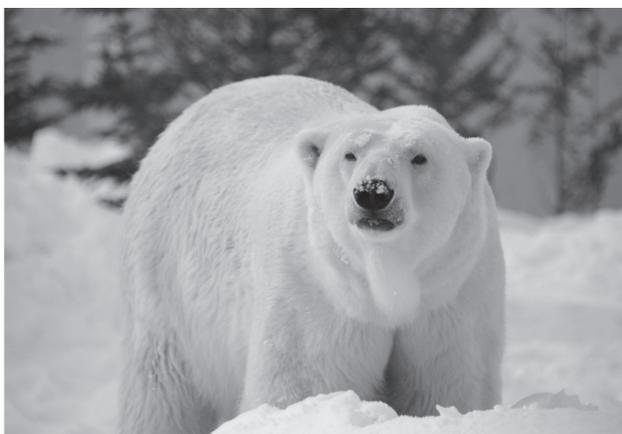
に親しまれている。

開園から100年目を迎える2050年に向けて「札幌市円山動物園基本方針ビジョン2050」を平成31年3月に策定し、基本理念を「命をつなぎ 未来を想い 心を育む動物園」と定め、次世代の子どもたちに豊かな自然をまもり伝えていくために、生物多様性の保全、環境教育などの取組を重点的に進めている。

令和4年6月に動物園の運営目的や実施事業を明らかにし、その取組を促進するための「札幌市動物園条例」が制定された。同条例は、札幌市円山動物園基本方針ビジョン2050に定める取組の法的根拠となり、円山動物園の取組を推進していく。加えて、同条例に規定された動物園応援基金や認定動物園制度などの仕組みにより、市民・事業者の参加協力関係を築きながら、市内の動物園の取組を支援し、動物園の活動を通じた生物多様性の保全活動を促進していく。

また、動物の飼料を保管する飼料庫を案内するツアーや子どもの一泊飼育係などの環境教育プログラムを多数実施しているほか、札幌近郊の博物館や科学館などの教育施設と連携し、身近に生息する生物や環境を知ることによって科学教育を推進するCISEネットワークにも参加している。

HP <https://www.city.sapporo.jp/zoo>



▲ホッキョクグマ

7-1-24 地球規模で広がる環境問題への取組

(1) 酸性雨対策

本市では、酸性雨の調査を昭和62年から行っている。現在は市内1地点で雨（雪）のpHや各種イオン成分等の観測を行っている。

(2) オゾン層保護対策

フロンはオゾン層破壊の原因とされており、

フロン排出抑制法（平成14年度施行）、家電リサイクル法（13年度施行）及び自動車リサイクル法（16年度施行）により、全国的にフロンの回収・破壊等を行う体制が法的制度として整っている。

本市においては、平成10年度から、関係業界の協力を得て、廃棄冷蔵庫及びカーエアコンからフロンを独自に回収していた。現在は、これらの法制度に基づき、フロンの適正処理の普及啓発や自動車リサイクル法に基づくフロン類回収業者等の登録事務を行っている。

7-1-25 都心エネルギープラン

札幌都心の低炭素で持続可能なまちづくりのビジョンと戦略を示す「都心エネルギーマスタープラン」を平成30年3月に策定し、その実現に向けた10年程度の中期的な実施計画となる「都心エネルギーアクションプラン」を令和元年12月に策定した。また、「都心エネルギーアクションプラン」に追加するものとして、令和12年のCO₂削減目標を新たに定めるとともに、その目標の実現に向けた具体的な取組内容を設定した「都心エネルギーアクションプラン後半期間編2024-2030」を令和6年7月に策定した。これに基づき、都心の開発動向と連動しながら、プランに位置付けたプロジェクトに取り組み、低炭素で持続可能なまちづくりを推進していく。

7-1-26 Team Sapporo-Hokkaido

北海道の再生可能エネルギーポテンシャルを最大限に活用し、世界中からGXに関する資金・人材・情報が北海道・札幌に集積するアジア・世界の「金融センター」を実現するため、令和5年6月に産学官金21機関から成るコンソーシアム（共同事業体）「Team Sapporo-Hokkaido」を設立した。

コンソーシアムでは、洋上風力発電や水素等に関する「8つのGXプロジェクト」と、投資を促進するための情報基盤整備や人材育成等を進める「6つの重点取組」を軸に展開している。

令和6年6月に、北海道・札幌市が対象地域として決定された「金融・資産運用特区」及び北海道全域が指定された「国家戦略特区」を最大限活用しながら、GX産業の集積と、それを支える金融機能の強化集積を両輪で進め、その相乗効果により取組を推進していく。

7-2 身近なみどりを守り、育て、自然と共に暮らすまち

7-2-1 みどり豊かなうるおいのあるまちづくり

都市におけるみどりは、身近な環境を良好に保ち、人々の生活にうるおいとやすらぎをもたらすものである。

公園や緑地は貴重なオープンスペースとして、地域のコミュニティ形成やスポーツ・レクリエーション活動の場となり、さらに、都市の風景をつくり、地域の歴史・風土を活かした魅力あるまちづくりに寄与するものである。また、災害時の避難場所となるほか、水源かん養や国土保全等、市民生活や持続的社会的構築に欠かせない極めて多面的な機能を有している。

札幌市では、市民や企業とともに、みどりの持つさまざまな機能を効果的に発揮させながら、うるおいある街並みをつくりあげていく。

【公園・みどりのページ】

HP <https://www.city.sapporo.jp/ryokuka/>

7-2-2 市民などとの協働の推進

(1) 市民活動の支援

みどりあふれるまちづくりを進めるためには、市民との協働による緑化活動が不可欠である。さまざまな手法により市民活動を支援し、うるおいのある都市環境の形成を図っている。

ア 地域の花壇づくり活動への支援による花と緑のまちづくり推進

イ さっぽろタウンガーデナーへの活動支援

ウ 都市緑化基金事業などによる民有地緑化の推進

エ 緑のセンターにおける園芸相談と緑化意識の普及



▲モエレ沼公園

世界に誇る巨匠イサム・ノグチが設計したモエレ沼公園（東区）

- ・（左）空から見たモエレ沼公園
- ・（右上）テトラマウンド
- ・（右下）モエレビーチ



▲市民ボランティアによる花壇づくり

(2) 公園緑地管理等への市民参加

街区公園や市街地近郊の森林などの身近なみどりは、市民の協力を得ながら守り育てていくことが市民の身近なみどりへの関心を高めることにもつながることから、現在、町内会等や障がい者団体への公園の管理業務委託や公園ボランティア登録制度、森林ボランティア登録制度により、みどりを守り育てるためのさまざまな活動への市民参加の取り組みを進めている。

ア 町内会等への街区公園等管理業務委託及び障がい者団体への近隣公園清掃・草刈業務委託

町内会等の地域コミュニティを醸成し、地域の公園愛護活動を推進することを目的とし、町内会等の団体に街区公園等の清掃、草刈等を行う管理業務の一部を、また、障がいのあつる方の社会参加の機会の確保に寄与することを目的とし、障がい者団体（施設）に近隣公園の清掃、草刈等を行う管理業務の一部を委託している。

令和5年度 町内会等・障がい者団体への公園業務委託実績

	対象 公園数	委託 公園数	町内会等・ 障がい者 団体への 委託率 (%)	委託 事業所数
町内会等 (街区公園)	2,408	1,140	46.7	505
障がい者団体 (近隣公園)	145	65	44.8	65

<資料> 建設局みどりの推進部

イ 公園ボランティア登録制度

都市公園等における清掃や花壇管理等のボランティア活動を促進するため、活動団体や

個人への側面的な支援を行う公園ボランティア登録制度を実施している。

ウ 森林ボランティア登録制度

都市環境林等での市民の森林保全活動を推進するため、間伐等の森林保全活動を行う団体や個人に対して、資機材の貸し出しなど活動に必要な支援を行う森林ボランティア登録制度を実施している。

7-2-3 公園の魅力の向上

公園は、美しい都市景観を形成し、訪れる人に安らぎやうるおいなどの心理的効果をもたらすほか、都市の安全性の向上に重要な役割を果たしている。これらの役割を効果的に発揮させるため、市民ニーズを踏まえながら必要な機能を充実させ、また、市民や各種団体との連携により効率的な管理運営を進めていく。

ア 公園利用者や地域住民等との意見交換の場を設け、安全安心と地域コミュニティをはぐくむ公園の管理運営を進めていく。

イ 環境保全、景観形成、コミュニティ形成、レクリエーション、防災など、人・まち・環境に役立つ公園機能の充実を図っていく。

ウ より一層の魅力を感じる拠点公園づくりや市民が安心して集い・安らぎ・楽しめる地域の公園づくりを市民・活動団体・企業と連携して進めていく。

*令和6年度事業概要（予算ベース）

公園造成・改修：事業費48億6,175万円

主要事業個所：厚別山本公園、屯田西公園、農試公園、東苗穂公園



▲東苗穂公園完成イメージ（地域のニーズに応じた身近な公園の再整備）

札幌市の公園・緑地

令和6年3月31日現在

都市公園の現況						
公園の種別					箇所数	面積(ha)
都市公園	街	区	公	園	2,408	312.7
	近	隣	公	園	145	245.4
	地	区	公	園	26	142.3
	総	合	公	園	11	467.8
	運	動	公	園	4	55.0
	特	殊	公	園	13	154.4
	都	市	緑	地	125	610.7
	緩	衝	緑	地	1	15.5
	緑		道		7	18.0
	広	域	公	園	2	480.4
(小計)					2,742	2,502.2
公共施設緑地のその他	都	市	環	境	37	1,741.4
	自	然	の	み	6	414.7
	共	緑	地	域	31	28.1
	施	水	面		0	482.5
	設	特	殊	街	11	55.9
	そ	公	共	空	32	267.6
	の	真	駒	内	1	131.3
他	野	幌	森	1	92.0	
地	(小計)				119	3,213.5
合計					2,861	5,715.8

注：面積は、小数第2位を四捨五入しているため、内訳の合計と「合計欄」とは一致しません。

<資料> 建設局みどりの推進部

7-2-4 人と自然にやさしい川づくり

平成21年3月に、よりよい河川環境を保全・創出するため、本市の今後の川づくりの方向性を示す「札幌市河川環境指針」を策定し、人と自然とまちの関係が調和した川づくり（河川環境整備）を進めている。

この指針に基づく取り組みの一環として、河川事業パネル展などを開催して河川事業の啓発に努めているほか、指針の適切な推進のために札幌市



▲河川環境整備（山部川）

河川環境推進会議を設置している。

7-2-5 市民との協働により進める川づくり

市民と行政との協働による川づくりを進めるほか、河川愛護活動の活性化のために、従来から行っている事業の充実に努めている。

ア 市民との協働による川づくり

- (ア) 対話による川づくりの検討
- (イ) 市民とともに行う川づくり

イ 河川愛護活動の活性化

- (ア) 河川環境モニター制度の実施
- (イ) 河川美化活動支援制度の利用促進
- (ウ) 河川敷地協働活用制度による敷地利用拡大



▲市民との協働による川づくり（創成川）



▲河川愛護活動（篠路川）

7-2-6 生物多様性の保全

生物多様性とは、多種多様な生き物が存在し、それらが互いにつながりを持っていることを表す言葉で、私たち人間は生物から様々な恩恵を受けて生活しているが、人の活動の影響により生物多様性が急速に失われつつあると言われている。札幌市では生物多様性保全に向け、体系的・総合的な施策を推進するために平成25年3月に「生物多

様性さっぽろビジョン（令和6年3月改定）」を策定し、札幌市版レッドリストで定める希少種の保全や外来種対策等の施策を推進している。

具体的には、札幌らしい生き物として定めた指標種を市民参加型で探す「さっぽろ生き物さがし」や専門家による詳細な自然環境調査を実施し、札幌市内の動植物データの収集を行っている。

また、気候変動が生き物にもたらす影響をテーマとした夏の特別企画展を円山動物園と共催したり、市内の環境関連施設を活動拠点として位置付けた「生物多様性さっぽろ活動拠点ネットワーク」の事業としていきものつながりオンラインクイズラリーなどを実施し、生物多様性の保全に係る普及啓発を行っている。

7-2-7 ヒグマ対策と共生

札幌市では、平成29年3月に策定した「さっぽろヒグマ基本計画」の内容をより充実化した「さっぽろヒグマ基本計画2023」を令和5年3月に策定し、総合的な対策を進めている。

この計画では、市民の安全・安心を確保したうえで人とヒグマの共生を目指すため、人とヒグマの「すみ分け」を図ることとし、ヒグマとのあつれきを減らすため、侵入抑制策や出没対応などを強化していく。

具体的には、市域を「市街地ゾーン」、「市街地周辺ゾーン」、「都市近郊林ゾーン」及び「森林ゾーン」の4つに分け、それぞれの場所に応じた適切な出没対応と人の生活圏への侵入抑制策を進め、河畔林の除草刈り、誘引物となる作物・ごみ等の管理、電気柵の購入補助及び貸出し等を行っている。また、ヒグマ講座等を通して、ヒグマについて考え行動する市民の意識醸成を図っている。

7-2-8 街中のみどりの創出とネットワークづくり

(1) 市民に親しまれる街路樹づくり

市街地のみどりである街路樹は、うるおいのある景観の形成、排気ガスや騒音の緩和、防災などさまざまな機能を持ち、「みどりのネットワーク」を形成している。そこで、街路樹がこれらの機能を十分に発揮して、市民に親しまれる道路空間となるよう、計画的な管理・育成・樹木の更新を進めている。また、地域住民や企業と連携した植樹柵での花壇づくり等を進め、街並みと一体となった連続的な花を活かしたみどりの道路景観づくりに努めている。

(2) 市街地のみどりの保全

まちの中に点在する社寺の森や市街化の過程で残された樹林地、学術的価値の高い樹木などは、身近な自然として貴重な財産であり、大切に守り次代に引き継ぐ必要がある。そこで、特別緑地保全地区（25地区52.0ha）や保存樹木（単木50本、樹林12.2ha）など各種法令に基づく指定を通じてその保全に努めている。

7-2-9 街をとりまくみどりの保全・活用

本市の南西部に広がる森林は市域の60%以上を占め、水源かん養・レクリエーションなどの場であるとともに、都市環境の形成に大きく寄与している。また、近年、環境保全に対する市民意識が高まっており、都市環境林として保有した森林を保全又は適切に管理し、市民の利用を促進するほか、間伐遅れの森林の整備を促すため補助事業を創設するなど、森林の持つ多様な公益的機能の保全や発揮に向けさまざまな取り組みを進めている。

街路樹の現況

令和6年3月31日現在

種別	本数	主な樹種
高木総数	217,536	
落葉高木	188,624	ナナカマド (29,309本)、イチョウ (28,072本)、カエデ類 (21,726本)、ニセアカシア (15,022本)、プラタナス (9,373本)、ハルニレ (9,236本)、オオバボダイジュ (9,745本)
常緑高木	28,912	ヨーロッパトウヒ (6,360本)、ブンゲンストウヒ (4,995本)、アカエゾマツ (4,553本)

注：国道も含む

<資料> 建設局みどりの推進部

